

議案第19号

鶴ヶ島市都市公園条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市都市公園条例（昭和54年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

鶴ヶ島グリーンパークの施設整備に伴い、多目的広場1及び多目的広場2の使用料を定めたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市都市公園条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市都市公園条例（昭和54年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

都市公園名	区分	種類	使用料	
鶴ヶ島市運動公園	運動施設等	メイングラウンド	1時間当たり	1,000円
		サブグラウンド		500円
		多目的広場B		500円
		会議室		100円
	運動施設等の 付帯設備	夜間照明設備	5分当たり	1,000円
		シャワー設備		100円
鶴ヶ島グリーンパーク	運動施設等	多目的広場1	1時間当たり	750円
		多目的広場2		750円

備考 都市公園及び市が設置する他の公の施設の設置目的以外の用で運動施設等を使用する場合の使用料は、この表の使用料の額に4を乗じて得た金額とする。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の規定は、令和5年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。